

社会福祉法人 豊笑会
ヒルズまいおか
指定地域密着型通所介護
運営規程

指定地域密着型通所介護
ヒルズまいおか 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊笑会が開設する ヒルズまいおか（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うことともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヒルズまいおか
- 二 所在地 横浜市戸塚区舞岡町 3338 番地 7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

職種	専従	兼務	職務内容
管理者	常勤	1	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	常勤	1	指定地域密着型通所介護の利用の申込み及び相談業務等を行う。
	非常勤		
看護職員	常勤	1	利用者に対するバイタルチェック等必要な看護業務を行う。
	非常勤		
介護職員	常勤	2	利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
	非常勤	2	
機能訓練指導員	常勤		利用者に対する必要な機能訓練を行う。
	非常勤	2	

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日及び祝日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
ただし、サービス提供時間は、10時00分から16時00分までとする。

(地域密着型通所介護の定員)

第6条 事業所の定員は、地域密着型通所介護と介護予防通所介護及び第1号通所事業を合わせて18名とする。

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定地域 密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 状態の観察及びバイタルチェック
 - 二 入浴・清拭等による清潔の保持
 - 三 食事及び排泄等日常生活上の世話
 - 四 機能訓練
 - 五 レクリエーション
 - 六 その他必要な地域密着型通所介護の提供
- 2 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。
- 3 その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。
- (一) 次条の通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う指定地域密着型通所介護の交通費。
 - 一 実施地域を越えたところから 往復分 1キロあたり 40 円
 - (二) 食費 1食 800 円 (行事食の場合+500円)
 - (三) おむつ代 実費 (持参の場合無料)
 - (四) 行事代 実費 (利用者の希望で参加した場合)
- 4 第2項から第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

(地域密着型通所介護等の提供方法)

第8条 地域密着型通所介護等の提供方法は、次の通りとする。

- 一 事業所は、地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそ

の家族に対して理解しやすいように説明を行う。

- 二 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- 三 前号の地域密着型通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った地域密着型通所介護計画等を作成する。
- 四 管理者は地域密着型通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- 五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行う。
- 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 八 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の地域密着型通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- 九 居宅サービス計画等の作成後においても、当該地域密着型通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域密着型通所介護計画等の変更を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

横浜市戸塚区	舞岡町、南舞岡、吉田町、柏尾町、上柏尾町、上倉田町、下倉田町、戸塚町
横浜市港南区	下永谷、上永谷、上永谷町、芹が谷、東芹が谷、日限山、丸山台、野庭町
横浜市栄区	長沼町、小菅ヶ谷、小菅ヶ谷町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者に対するサービスの提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業所は地域密着型通所介護の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師および家族等へ連絡するなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業所は、横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領に基づき、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

2 運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊笑会と事業所の管理者と利用者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 5月 1日から変更実施する。

この規程は、平成30年 8月 1日から変更実施する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から変更実施する・

この規程は、令和 6年 11月 1日から変更実施する。